

香南市結婚新生活支援事業 Q&A

<所得>

Q1 世帯の所得とはいったい何を指していますか。どうやって確認しますか。

A 所得は、税の申告に合わせ、給与所得者の場合は「1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額」、自営業者の場合は「1年間の売上金額－必要経費」で計算されます。

本事業では、夫婦それぞれの所得証明書をもって確認し、2人の所得合計が500万円未満の場合に申請できます。

[参考：「給与所得の速算表」による所得 約500万円の想定 ※あくまでも一例です。]

例 1:年間給与等収入金額が 夫 約670万円(所得約500万円)、妻は収入なし

例 2: // が 夫 約400万円(所得約280万円)で、妻は約330万円(所得約220万円)

例 3: // が夫婦とも約360万円(所得約250万円×2人)

Q2 提出する最新の所得(課税)証明書は、いつの分ですか。

A 提出いただく所得証明書はつぎの通りです。

- 1.給与から市・県民税が天引きされている方が、5月中旬までに申請される場合
- 2.納付書により市・県民税を支払われている方が、6月中旬までに申請される場合
「令和4年度(令和3年分)所得証明書」
- 3.上記1・2以外の場合
「令和5年度(令和4年分)所得証明書」

※転入された方は、前住所での証明が必要になる場合がありますので、ご相談ください。

Q4 貸与型奨学金を返済していますが、所得から控除できませんか。

A 貸与型奨学金の年間返済額は所得から控除できますので、提出いただく所得証明書の期間と同一期間中の返済額がわかる「奨学金返還証明書」を提出してください。証明書の発行が難しい場合は、通帳等による返済額の確認をさせていただきます。

※「令和5年度(令和4年分)所得証明書」を提出された方は、令和4年1月から12月中に返済された額が、所得から控除されます。

<対象経費>

Q5 近々結婚する予定ですが、いつからの費用が対象になりますか。

A 所得要件などが満たされることが前提ですが、令和5年3月1日から令和6年3月31日までに入籍された夫婦であれば、結婚準備のためでありましたら、令和5年4月1日以降の住宅取得費、賃貸借にかかる費用、引越費用が対象になります。

ただし、以前よりどちらかがアパート入居中で配偶者が引っ越してくる場合は、同居された時点(転入転居または契約内容変更など証明書類必要)からの家賃及び共益費が対象になります。また、補助金上限額は30万円ですので、通常であれば数ヶ月分の支払いが対象(例えば、家賃等が1ヶ月5万円とすると6ヶ月分)になります。

なお、申請時には契約書一式及び領収書(家賃等引き落としの場合は通帳など支払い額が分かるもの)を提出してください。

【入籍期間】 令和5年3月1日～令和6年3月31日までの期間

【支払期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの期間

Q6 家賃等について対象となる費目はどのようなものですか。

A 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用で、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等 これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料のみが対象です。

したがって、住居費の地代、リフォーム代、増築費用、駐車場代、クリーニング費、保証費（加入料）、光熱水費、設備購入費、その他費用、レンタカー等を借りて自ら引越した場合や友人等に手伝ってもらい引越しをした場合の経費、引越費用のガソリン代などは対象になりません。また、領収書の無いものも同様です。しかし、月々の賃料に駐車場代が含まれている場合は、家屋の賃貸借契約に基づく支払いで切り分けができない場合に限り補助対象にします。

なお、家賃は、勤務先から住居手当が支給されている場合は、その金額を差し引きます。

<年齢要件その他>

Q7 年齢、再婚の有無、婚姻の時期は関係しますか？

A 国の制度において、令和 3 年度の申請分より「夫婦ともに婚姻日において39歳以下の方」との制限が設けられましたので、夫婦どちらかが婚姻日に40歳になっていれば申請はできません。婚姻日が39歳であれば、申請時に40歳であってもかまいません。

なお、再婚の有無、転入者限定、対象地域の設定など、他に要件を制限することはありませんが、夫婦の一方又は双方が、他の市町村で本補助金の交付を既に受けたことがある場合は申請できません。

本事業は予算の範囲内で実施しますので、予算額に達しますと終了となりますのでご注意ください。

<三世帯同居・近居加算について>

Q8 三世帯同居・近居加算とはどのようなものですか。

A 香南市結婚新生活支援事業費補助金に該当する世帯で、ご夫婦どちらかの親世帯と同居又は近居(新婚世帯と親世帯の住宅間距離がおおむね 5km 以内若しくは同一小学校区内)される世帯に対して、30 万円を超える部分について上限 15 万円までで補助金を加算する制度です。

本制度をご利用になるには追加の書類提出が必要となりますので、ご利用を検討される方につきましてはお問合せ下さい。